



島根県報

平成25年3月29日（金）

号外第59号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

指定登録機関の名称の変更	（建築住宅課）	2
指定試験機関の名称の変更	（ " ）	2
指定事務所登録機関の名称の変更	（ " ）	2

告 示**島根県告示第227号**

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の20第3項において準用する同法第10条の6第2項の規定により、指定登録機関の名称の変更の届出があったので、同法第10条の20第3項において読み替えて準用する同法第10条の6第3項の規定により告示する。

平成25年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定登録機関の名称		事務所の所在地	変更予定年月日
変 更 前	変 更 後		
社団法人島根県建築士会	一般社団法人島根県建築士会	松江市北田町35番地3	平成25年 4 月 1 日

島根県告示第228号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第3項において準用する同法第10条の6第2項の規定により、指定試験機関の名称の変更の届出があったので、同法第15条の6第3項において読み替えて準用する同法第10条の6第3項の規定により告示する。

平成25年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定試験機関の名称		事務所の所在地	変更予定年月日
変 更 前	変 更 後		
財団法人建築技術教育普及センター	公益財団法人建築技術教育普及センター	東京都中央区京橋二丁目14番1号	平成25年 4 月 1 日

島根県告示第229号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条の3第3項において準用する同法第10条の6第2項の規定により、指定事務所登録機関の名称の変更の届出があったので、同法第26条の3第3項において読み替えて準用する同法第10条の6第3項の規定により告示する。

平成25年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定事務所登録機関の名称		事務所の所在地	変更予定年月日
変 更 前	変 更 後		
社団法人島根県建築士事務所協会	一般社団法人島根県建築士事務所協会	松江市北田町35番地3	平成25年 4 月 1 日